

姫島村観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月24日

姫島村長 大海 靖治

姫島村観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本村は、令和8年4月に「第2期姫島村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、観光をはじめとする産業の振興を基本目標と掲げ、観光客の誘致および村内周遊の促進に取り組んでおり、その一環として観光パンフレット及び観光ガイドマップを発行しています。

しかしながら、これらのパンフレット及びガイドマップは発行から長い年月が経過しており、大幅な改訂は行っていません。そこで、姫島村の豊かな自然、歴史、文化、食、体験コンテンツなどの観光資源を効果的に発信し、観光客誘致や村内周遊の促進、さらには観光消費の拡大を図るため、観光パンフレット及び観光ガイドマップのリニューアルを行うこととしました。

また、事業の実施にあたっては、これまでの実績や技術を活かした優れた提案を行う事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用します。

2 業務概要

(1) 業務名

姫島村観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務

(2) 業務内容

別添1 姫島村観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限額

4,361,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 主催者及び事務局

ア. 主催者 姫島村

イ. 事務局 水産・観光商工課

住 所 〒872-1501 大分県東国東郡姫島村1630番地の1

電 話 0978-87-2279 ファックス 0978-87-3629

電子メールアドレス suikan02@vill.himeshima.lg.jp

(6) 観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務プロポーザル審査委員会

受託事業者の選定は、観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

(7) 選定方式

受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

提出書類等を基に書類審査とヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。

審査	審査基準の概略	選定数
第1次審査 (書類)	①業務実績数(請負額100万円以上)及び業務実績内容	最大7者選定
第2次審査 (ヒアリング)	①製作コンセプト・企画提案 ②デザイン性 ③実施体制等 ④業務実績 ⑤価格評価	最優秀者(1者) 次点者(1者)

(8) スケジュール

項目	期日、期限等
手続開始の公告	令和8年6月24日(水)
参加表明書等の様式の交付期間	令和8年6月24日(水)～7月27日(月)
質問書提出期間	令和8年6月24日(水)～6月30日(火)
質問への回答	令和8年7月2日(木)
参加表明書等の提出期限	令和8年7月8日(水)
第1次審査(書類)	令和8年7月14日(火) 予定
審査結果通知	令和8年7月14日(火) 予定
受付番号通知	令和8年7月14日(火) 予定
企画提案書等提出期限	令和8年7月27日(月)
第2次審査(オンライン)	令和8年7月30日(木) 予定
審査結果通知	令和8年7月31日(金) 予定

3 応募資格

(1) 応募資格を有する者は公告日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア. 姫島村入札参加資格(物品)を有する者。
- イ. 観光パンフレットまたは観光ガイドマップ制作業務に関する実績または類似する制作業務を受注した実績を有する者。
- ウ. 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- エ. 公告日以前3ヶ月以内に手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者。
- オ. 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者。
- カ. 過去1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市町村民税を滞納していない者。
- キ. 経営状態が著しく不健全でない者。
- ク. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員及び暴力団員と社会的に非難される関係にない者。
- ケ. 他の参加者と資本関係または人的関係がない者。

4 参加申込

- (1) プロポーザルへ参加を希望する事業者は、応募資格要件をすべて満たすことを誓約した上で、
(2) の提出書類を提出して、申し込むこととする。

ア. 提出期限

令和8年7月8日（水）15時必着

イ. 提出方法

電子メール又は郵送（書留郵便または配達証明に限る。）

電子メールで提出した場合は原本を後日郵送（書留郵便または配達証明に限る。）で提出すること。

ウ. 提出先

「2（5）イ事務局」に提出すること。

(2) 提出書類

- ・参加表明書（様式1） 1部
- ・会社概要書（様式2） 1部
- ・業務実績書（様式3） 1部

5 応募資格要件の確認

提出された参加表明書等をもとに応募資格要件の確認を行い、事務局から電子メールで確認結果を通知するものとする。

6 受付番号の通知

参加表明書等を確認した結果、参加申し込みを受け付けた応募者には、令和8年7月14日（火）（予定）に受付番号を通知するので、概要説明書（様式6）に受付番号を明記すること。

7 参加辞退

参加表明書提出以降で参加を辞退する場合、参加辞退届（様式4）を事務局へ事前に電話連絡したうえで、持参又は書留、メール等の方法により提出すること。

電子メールで提出した場合は原本を後日郵送（書留郵便または配達証明に限る。）で提出すること。

8 質疑応答

質問書（様式5）は、電子メール（文字のみ、テキストファイル形式）でのみ受け付けることとし、質問に対する回答は、姫島村ホームページに掲載するものとする。

質問を受付け後、受付けた旨の通知メール（以下「受付完了メール」という。）を送信する。

受付完了メールが届かない場合は、事務局まで問い合わせること。

ア. 質問書の提出期限

令和8年6月30日（火）17時まで

イ. 質問回答日

令和8年7月2日（木）

ウ. その他

質問事項の回答については、本実施要領の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

(1) 企画提案書の作成要領

企画提案書の作成は、「別添1 姫島村観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務委託仕様書」によること。

企画提案書は任意様式とし、A4判横・長辺綴じ、両面印刷とする。

企画提案書は10枚(20ページ)以内とする。

ページ番号を付すこと。

文字サイズは原則10.5pt以上とする。(図表内の注記等は可読性を確保すること)

全体のページ構成が分かる台割(構成案)、及びデザイン案(観光パンフレット:「表紙」及び「主要な見開き2ページ(1箇所)」。観光ガイドマップ:両面のレイアウト案(地図はダミー可、凡例・縮尺表記位置・情報配置、情報のカテゴリ分け、構成がわかること)。なお、写真やテキスト等の素材は仮のものでよい。)、業務実施体制、業務工程、制作方法等を具体的に企画提案すること。

審査は応募者名を伏せて行うため、企画提案書に事業者名、個人名等の応募者の特定・推定に繋がる記載は一切行わないこと。

(2) 企画提案書等の提出

ア. 提出期限

令和8年7月27日(月)17時必着

イ. 提出書類

- ・概要説明書(様式6) 5部
- ・企画提案書 5部

(Zoomでオンライン形式のプレゼンテーションを行う為、必要な電子データを作成すること。電子データの提出は不要。)

- ・見積書 5部

ウ. 提出方法

郵送(書留郵便、配達証明等配達記録の残る方法)または持参。

エ. 提出先

参加表明書提出先と同じ。

(3) 留意事項

企画提案書等は応募者1事業者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の修正、差替えは認めないものとする。

企画提案に要するすべての費用は応募者の負担とする。

(4) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

- ア. 応募資格要件を満たさない事業者又は委託候補者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった事業者による企画提案。
- イ. 2（4）の契約上限額を超える企画提案。
- ウ. 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条または第95条に該当する企画提案。
- エ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案。
- オ. その他、審査委員会が不適格と認めた企画提案。

10 審査

第1次審査（書類）

業務実績書（様式第3）により書類審査を行い、第2次審査（ヒアリング）の対象者として、最大7者を選定する。

ア 審査実施日・場所

実施日 令和8年7月14日（火）予定

場所 姫島村役場水産・観光商工課

イ 審査結果通知日

令和8年7月14日（火）予定

ウ 選定について

業務実績書（様式第3）の制作実績のうち、請負額100万円以上の制作実績数等により最大7者選定する。

第2次審査（ヒアリング）

応募者は、姫島村観光パンフレット及び観光ガイドマップ制作業務企画提案書を基に15分以内のオンライン形式によるプレゼンテーションを行い、審査委員による10分程度のヒアリングを行う。

ア 審査実施日・場所

実施日 令和8年7月30日（木）予定

場所 オンライン（zoom）

イ 審査参加者人員上限

参加者人員は2名までとする。

ウ 審査結果通知日

令和8年7月31日（金）予定

エ 選定について

審査でのプレゼンテーション及びヒアリングの内容を「オ 評価基準」により評価し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

オ 評価基準

提出書類等及びヒアリングで評価する項目。評価基準は別添2評価基準のとおりとする。

カ 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とする。

キ 選定結果の発表

姫島村ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、応募者全員に書面で通知する。

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

1.1 契約

- (1) 姫島村は、最優秀者を第1位契約候補者とし、契約締結交渉を行うものとする。
ただし、最優秀者の評価が著しく低いと判断される場合は、交渉をしない場合がある。
- (2) 最優秀者が選定終了後に「1.2 その他(1)」の失格条項に該当すると認められた場合、又は、姫島村と最優秀者による委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行うこととする。

1.2 その他

- (1) 失格条項
次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
 - ア. 提出書類等に虚偽の記入をした者。
 - イ. 応募資格の要件を満たさない者。
 - ウ. 提出書類の作成要領、提出方法及び提出期限を守らない者。
 - エ. 審査委員会の委員又は関係者と本事業に関する接触を行った者。
 - オ. 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者。
 - カ. その他、審査委員会が不適格と認めた者。
- (2) 提出書類等の取り扱い
 - ア. 提出書類等は返却しない。
 - イ. 提出書類等の著作権は、応募者に帰属する。
 - ウ. 選定後において、姫島村は提出書類の趣旨は尊重するが、提出書類の内容に拘束されないものとする。
- (3) 使用する言語、通貨及び単位
日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。